

23吹教学総第115-5号
平成23年8月10日
(2011年)

吹田社会保障推進協議会
会長 坂口 道倫 様
大阪社会保障推進協議会
会長 井上 賢二 様

吹田市教育委員会
教育長 田 口 省 一
(公 印 省 略)

2011年度自治体キャラバン行動・要望書について（回答）

時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

また、平素は本市教育行政の推進に御理解賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成23年（2011年）7月1日に受け付けさせていただきました標記のことにつきまして、教育委員会所管分として別紙のとおり回答いたしますので
よろしく申し上げます。

5. 子育て支援・一人親家庭支援・子どもの貧困解決にむけて

(要望)

③就学援助の適用条件については収入・所得ではなく課税所得でみること。通年手続きが学校以外でもできるようにすること。第1回支給月は出費のかさむ4月にできるだけ近い月とすること。

(回答)

本市では、教育の機会均等を図るため、経済的理由により就学が困難な本市立小中学校の児童生徒の保護者に対して、学用品費、学校給食費及び学校病の治療費等を援助する就学援助制度を実施し、就学に係る経済的負担の軽減を行なっております。

適用条件につきましては、課税所得ではなく前年の世帯の合計所得としています。厳しい財政状況から平成23年度(2011年度)より認定基準を生活保護基準の1.3倍以下から1.2倍以下に見直しており、適用条件を変更することは非常に困難であります。ただし、失職、転職等により所得が大幅に減少するなど生活状態が著しく悪化した方につきましては、特別事情の届出をしていただくことにより、現年の世帯の合計所得金額による審査を行っております。

また、申請手続きにつきましては、4月に一斉受付を実施し、5月以降も受付月からの月割り給付となりますが随時申請を受け、学務課にて通年で申請手続きができるようになっております。さらに、平成18年度(2006年度)からは、学務課窓口での直接申請だけでなく簡易書留や特定記録郵便による郵送申請も実施するなど、利便性の向上に努めているところです。

なお、支給目を早めることにつきましては、前年度所得の確定が6月になることや、書類等の不備により認非審査ができない方については、一定期間を設け、必要書類等の提出を求め再審査するなどの作業を行なっているため、現在の支給時期となっておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

(要望)

④全国最悪の中学校給食実施状況を踏まえ、自校方式の完全給食を実施すること。

(回答)

本市において、中学校給食は外部調理委託方式の選択制により実施を進めてきており、市内18校のうち、平成21年(2009年)1月から3校、平成21

年（2009年）10月から6校、平成22年（2010年）10月から5校、今年度中に全校で実施する予定となっております。献立につきましては教育委員会事務局の栄養士が子どもたちの健康に留意して作成しております。なお、中学校給食を自校調理により行うことは、給食調理室を新設する必要がある等、厳しい財政状況の中、大変難しいと考えております。

9. 就学援助について

（要望）

①特別事情の受給対象者で、昨年に比べて生活状況が著しく悪化している場合は、平成23年度中の所得が確認できる平成24年2月頃まで認否を保留することなく、文部科学省の通知「速やかに認定し必要な援助を行うよう配慮すること」に基づき、申請時の状況で速やかに認定してください。

（回答）

「特別事情の申請者で昨年に比べ生活状況が著しく悪化している場合の速やかな認定」についてですが、本市では世帯の所得合計額（申請年度の前年の所得合計額）が認定基準額を超えている世帯であっても、世帯主又は世帯員の疾病・被災・失業等により生活状況が著しく悪化したと教育委員会が認めた場合は、特別事情の申し出（理由書の提出）及び事由を証明する書類等をご提出いただいた上で、認非審査を行い就学援助費を支給しております。審査に際しては、申請年度の所得額を確認する方法と推定世帯合計所得を算出する方法があり、前者はご承知のとおり申請年度の所得額の確認できる時期（平成23年度（2011年度）申請であれば平成24年（2012年）2月頃）まで認非を保留することになりますが、後者につきましては、必要書類等をご提出いただくことで、推定世帯合計所得を算出し、早期の認非決定を行っております。例えば、当該年に失職された場合、 $\text{失職までの所得額} + (\text{前年の所得額} \times (12\text{ヵ月} - \text{雇用保険受給期間} - \text{失職までの期間}) / 12\text{ヵ月}) + \text{他の世帯員の合計所得額}$ の計算式によって推定世帯合計所得を算出し、認定基準額と比較するなど、速やかな対応を行っております。ただ、就学援助の認定につきましては、あくまでも認定基準額との比較を要するため、特別事情の申請者すべての方に対して、後者のような対応は現状では非常に困難であります。

本市におきましても、長期の不況が続くなか、できるだけ申請者の事情をくみとり、速やかな認非審査ができないものか検討を続けてまいります。

(要望)

②就学援助の支給項目にクラブ活動費、生徒会費、PTA会費を追加新設し、その費用を平成23年度の補正予算に計上し、4月に遡って支給するようにしてください。

(回答)

新たにクラブ活動費、生徒会費、PTA会費の費目を追加し、平成23年度(2011年度)に補正予算に計上し、4月に遡って支給すること」につきまして、平成23年度(2011年度)において、就学援助費の認定基準の見直しをさせていただきましたが、本市の財政状況が厳しい中、非常に困難であると考えております。

なお、本市といたしましては、教育の機会均等を図るうえで、本制度の周知が重要であると認識しております。今後もあらゆる機会を通じまして、全児童・生徒が義務教育を円滑に受けられるよう、本制度の趣旨及び申請手続き等につきまして、周知してまいりますとともに、利便性の向上に向けて取り組んでまいります。よろしくお願いいたしますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。